

MONTHLY

神變別冊

宗派だより

令和5年8月号



令和五年八月六日発行
発行所 真言宗醍醐派宗務本庁

京都市伏見区
醍醐東大路町二十二
電話〇七五―五七―一〇〇〇二

今月の掲載内容

- ・弘法大師空海上人の『御遺告』にみる
密教の阿闍梨と弟子の関係と宗門の教え 1
- ・録事 2
- ・宗派だより 3
- ・末寺・教会・醍醐寺だより 3
- ・本庁からのお知らせ 3
- ・醍醐寺からのお知らせ 3

弘法大師空海上人の『御遺告』にみる密教の阿闍梨と弟子の関係と宗門の教え

本年は弘法大師空海上人が讃岐の国屏風ヶ浦に誕生の奇瑞に示され、千二百五十年と真言宗開宗千二百年の慶事の年です。空海上人の浄行は皆様の承知の通りでございます。弟子・信徒へ後世の為の戒めを二十五箇条にわたって示されました御遺言は、空海上人が入定する六日前の承和二（八三五）年三月十五日に書き収められ、『御遺告』として私達の先師達は千年を超えてこの教えを守り続けています。

この『御遺告』の中には空海上人の誕生から入定に至るまでの事々や、今後の真言宗はどうあるべきかが書き示されています。滄溟を渡り入唐して、青龍の庭にて真言密教第八の折負となりました空海上人の末葉である私達が真言宗の僧として、この『御遺告』から密教の阿闍梨と弟子の関係と真言宗の宗門の教えを今一度考えてまいりましょう。

先ず真言宗成立の由来を示す縁起第一の中に「この先に灌頂を受けた者があれば、それらはすべて私のところからはじまったものであり、まさにこのときこそ真言密教が世間に確立されたときである。真言密教の教えはそもそも師から弟子へと相継いで伝えられ、親しく相承されるべきものである。」と示され、阿闍梨が弟子に対し写瓶の如く法を伝えるも

のであります。

縁起第十一には「僧徒が数千人いてもその中に一人でも調和しない者がいれば、僧たちはともに情操をなごやかに調べて、さわがしいことがないようにせよ。まさにいま願うところは、真言一宗の門徒たちは、その人数がたとえ数千人に及んでも、おのおのが互いに護りあい大事にして、心を一つにし、護法の念を主として、まさに座主を敬い尊重すべきである。誹謗し合って、互いに怨むことがあつてはならない。また、自分の師と他の師とを差別するようなことをしてはならない。

また弟子を育成する上で自分の弟子とか人の弟子とかを区別してはならない。しかし、規律に従わず真言宗の本意にたがい、勝手気ままに振舞い邪まな見解を持つならば、決して一緒にしてはならない。それらはすべてわたくしの弟子の末ではない。この一事から他の全てを知るがよい。」と真言宗宗門の僧としての厳しく且つ真言密教の阿闍梨と弟子になる者の心得が示されています。私達が師となる時に弟子になる者にしっかりとこの教示を伝えなければなりません。そして宗門は和合でなければなりません。真言密教の阿闍梨として責任の重さを感じ取れます。

また、真言密教の弟子である私達は密教だ

けでなく顕教の三論・法相も兼学することを上人は「真言宗の道、密教の真理は、あらゆるものが究極において同じく絶対の本性に帰入するから、阿字のただひとつのものにおさまる。しかし、全てのものの意味を考えてみると、内と外との別があり、密教を内とし、顕教を外として、それを必ず兼学すべきである。ただこれによって本宗を軽んじて顕教を重んずるようなことがあつてはならない。わたくしの意とするところを知って兼学すべきである。」このことから醍醐寺開山聖宝尊師は、東大寺に入寺されて三論を学んでいます。令和三年の弘法大師諡号下賜千百年の慶事に「堅義会」が醍醐寺で東大寺から三論を学びながら復興されましたことは、真言末徒である私達の本来の姿ではないでしょうか。

『弘法大師御遺告二十五箇条』から、改めて真言密教の阿闍梨の責任と行動を考えなければなりません。「大師の教えの如く我誓つて修行し、仏恩および大師の恩を報じたてまつり、敢えて師の命にそむかざれ、また教理にいせざらん。」真言末葉の弟子が阿闍梨の職に就く時の誓詞であります。弘法大師空海上人は兜率天浄土の微雲管から私達を見守り続けています。南無遍照金剛

録事

▼宗務所移動
四月一日 任大阪宗務所所長 金剛寺
任大阪宗務所副所長 報恩院
任大阪宗務所代議員 八代龍王 神感寺

▼度牒授与

三月二十八日 修験籍 弘観音寺
三月二十八日 徳島 龍純

▼教師補任

三月二十一日 本宗籍 福岡
四月十八日 大律師 白石
四月十八日 中僧都 教川

▼僧階昇補

三月二十八日 本宗籍 福岡
五月一日 權中僧正 佐々木康祐

▼住職・主管者任命

五月十五日 大律師 慈弘院教会
五月二十八日 大律師 仲福寺
六月十五日 茨城 向山寺

▼住職・主管者退任

六月十八日 高知 西福寺
六月十八日 高知 西福寺

▼責任役員任命

三月十日 備前 金剛寺

▼死亡

三月二十日 愛媛 常明寺
三月二十二日 備前 大蔵院

四月二日 愛媛 成願寺
五月四日 福岡 不動院
五月十三日 福岡 般若院

▼総代委嘱

三月十日 備前 金剛寺
三月二十日 愛媛 常明寺

▼承認・証明

六月十八日 高知 西福寺
六月二十三日 愛媛 十輪寺

▼死亡

五月二十七日 三重 八坂寺
六月二十日 愛媛 八坂寺

▼承認・証明

五月十五日 大阪 柳哲之
六月十五日 茨城 向山寺

▼承認・証明

六月十八日 高知 西福寺
六月二十三日 愛媛 十輪寺

▼承認・証明

五月二十七日 三重 八坂寺
六月二十日 愛媛 八坂寺

▼承認・証明

五月二十七日 高知 山下善正
六月二十三日 愛媛 関戸英秀

五月二十三日 山形南部 南光院
五月二十五日 岐阜 神留寺
五月二十五日 岐阜 永安寺分院

▼承認・証明

六月二日 北海道 赤不動院
六月八日 高知 金剛院

▼承認・証明

六月二日 北海道 赤不動院
六月八日 高知 金剛院

▼承認・証明

六月二日 北海道 赤不動院
六月八日 高知 金剛院

▼承認・証明

六月二日 北海道 赤不動院
六月八日 高知 金剛院

▼承認・証明

六月二日 北海道 赤不動院
六月八日 高知 金剛院

▼承認・証明

六月二日 北海道 赤不動院
六月八日 高知 金剛院

▼承認・証明

六月二日 北海道 赤不動院
六月八日 高知 金剛院

宗派だより

真言宗各派総大本山会人権講習会

令和五年六月六日(火)

午後一時三十分 真言宗智山派宗務庁

演題：「性的マイノリティと人権」

講師：高野山真言宗大阪守口

性善寺住職 柴谷宗叔先生

醍醐派参加者：浦郷宜右教学部長

西内克修 徳野育孝

同宗連二〇二三年度第一回第一連絡会

令和五年六月十九日(月)

午後一時三十分 浄土真宗本願寺派宗務所

出席者：浦郷宜右教学部長

飯田俊海教学部課長補佐

真言宗十八本山法話リレー 辻説法

第四回令和五年六月二十九日(木)

午後零時三十分 唐門前

親授式

令和五年五月二十九日(月)

午前十一時から 三宝院本堂

大阪 慈弘院教会 寺田 真弘

令和五年六月二十九日(木)

午前十一時から 三宝院本堂

三重 仲福寺 松藤 恵清

茨城(直) 向山寺 小松 裕輝

高知(直) 西福寺 竹島 恒龍

真言宗醍醐派臨時宗会

令和五年七月十日(月)

午後三時から 醍醐寺研修棟

令和五年七月十一日(火)

午前九時三十分から 醍醐寺研修棟

令和五年七月二十六日(水)

午前十時から 醍醐寺研修棟

真言宗醍醐派全国宗務所長会

令和五年七月十一日(火)

午後一時から 醍醐寺修証殿二階

真言宗醍醐派常置委員会

令和五年七月二十五日(火)

午後三時三十分から 醍醐寺研修棟

末寺・教会・醍醐寺だより

第一百十三回三宝院門跡 大峯山花供入峰

令和五年六月六日(火)

令和五年六月七日(水)

大阪報恩院法楽・大阪練行・四天王寺柴燈護摩・

洞川練行 龍泉寺柴燈護摩

令和五年六月八日(木)

大峯山小篠根本道場柴燈護摩・山上辻堂柴燈護摩・

稲村大日岳法楽・清浄大橋柴燈護摩

令和五年六月九日(金)

鳳閣寺柴燈護摩・駈出護摩

総本山醍醐寺顧問会

令和五年七月二十五日(火)

午後一時三十分から 醍醐寺研修棟

総務部より

宗教法人の寺院・教会は、毎年会計年度終了後四月以内に役員名簿と財産目録の写しを所轄庁(都道府県庁)に提出することとなっております(『宗教法人法』第二十五条第四項)。

この他にも、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しの提出が必要となる場合があります(詳細は、真言宗醍醐派宗務本庁ホームページ又は、文化庁ホームページを参照)。

宗務本庁では、これらの書類の写しを本庁にも提出いただくことを、宗教法人並びに非宗教法人の寺院・教会にお願いいたしております。

文化庁主催による「令和五年度・宗教法人実務研修会」が、九月以降に各地区で開催が予定されています。詳細は、真言宗醍醐派ホームページをご覧ください。お申し込みは、開催県へお問い合わせください。

※表記方法の変更について

録事等において教会名の直轄を示す(値)を記しておりましたが、すべての教会が直轄のため、今後は教会名の(値)を記すことは、取りやめます。

財務部より

本年の宗費賦課金銀行引落日は、八月二十八日(月)となります。お早めに引き落とし口座の残高確認をお願いいたします。

※教師個人の宗費賦課金のみ対象となります。口座引き落としをご希望の方は、本庁財務部までお問い合わせください。

教学部より

修験伝法教室

日程：令和五年十月七日(土)～十月十一日(水)

※詳細は教学部までお問い合わせください。

教学部では、さまざまな研修会のご要望を募集しております。現地での開催希望の場合は宗務所単位や、ある程の参加人数での相談となりますので、是非お問い合わせください。

醍醐寺からのお知らせ

弘法大師御誕生千二百五十年慶讃大法要

令和五年十月二十一日(土)

※法要次第と詳細は改めてお知らせいたします。

醍醐寺アカデミー・オーブンテンプル

「寺院・教会の後継者」育成のための醍醐寺アカデミー、「仏教のこころ」を学ぶオーブンテンプルを皆様もご利用ください。

令和五年九月九日(土) 同年十二月二日(土)

令和六年三月九日(土)

専門コース

令和五年九月十日(日) 同年十二月三日(日)

令和六年三月十日(日)

令和五年 告示第九号

真言宗醍醐派一般

宗教法人真言宗醍醐派規則第二章第六節及び同宗制第三章第六節の規定により、来る七月二十六日臨時宗会を宗務本庁に招集する。会期は一日間とする。

右記、告示する。

令和五年七月十一日

真言宗醍醐派管長

大僧正 仲田順和

